

旅行命令等の権限の再委任について

(平成7年4月1日岩会発第131号警察本部長)

各 部 長

各 所 属 長

〔沿革〕 平成7年4月1日岩会発第131号.....平成20年3月31日岩会第131号改正

警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号）第4条第2号及び第4号の規定に基づく再委任等について下記のとおり定めたので、国費事務処理に当たっては遺漏のないよう措置されたい。

旅行命令等の権限の再委任について

- 1 警察庁旅費取扱規則第4条第2項に基づく委任
旅行命令（依頼）を行うものは次のとおりとする。

旅行命令権者	旅行命令(依頼)を受ける者
課長等	課長等を除く所属職員
校長	校長を除く所属職員及び生徒
署長	署長以下署員
職員以外の者に旅行 依頼を行う所属長	職員以外の者

- 2 警察庁旅費取扱規則第4条第4項に基づく代理

前項の表中旅行命令権者欄に掲げる旅行命令権者が事故のためその職務を行うことができない場合には、当該所属の中から指定した官職にある者に代理させるものとする。この場合、別紙様式によりその官職氏名等を会計課長に通知するものとする。

様式

第 号
年 月 日

保存	
廃棄	

会 計 課 長 殿

所 属 長 名

旅行命令権者の代理者の通知について
警察庁旅費取扱規則第4条第4項の規定に基づく当所属の旅行命令権者を代理できる職員
を下記のとおり指定したので通知する。

記

1 代理者

職 名	階 級	氏 名	登録印鑑

2 代理期間

年 月 日 ~ 年 月 日